[事案 29-172] 入院給付金等支払請求

・平成30年12月20日 裁定不調

<事案の概要>

入院給付金を請求したところ、約款上の「入院」に該当しないとして一部が支払われなかったこと等を不服として、入院給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

頸部捻挫等の治療のために約2か月間入院し、平成28年10月に契約した医療保険に基づき災害入院給付金を請求したところ、約款上の「入院」に該当しないとして、一部期間分が不支払いとなった。しかし、以下の理由により、支払対象外となった入院期間分の給付金と慰謝料を支払ってほしい。

- (1)傷病の状態が重篤であり、本入院の全期間中、常に医師の管理下において治療に専念することが必要な状態が続き、自宅での治療は不可能であった。
- (2) 募集人が、保険金の給付割合を元配偶者に告げたことは、違法な個人情報漏えい行為である。
- (3) 募集人は、初回保険料は自ら振り込むとして現金を収受したが、このような行為は違反行為である。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 入院期間のうち、外出の頻度が上がっている日以降は、約款上の入院に該当しない。
- (2) 支払通知後に申立人から電話を受けた募集人が、申立人の元配偶者に対して、入院給付金が一部しか支払われない旨を告げ、謝罪したことは認めるが、保険金の給付割合を告げたことはない。
- (3)募集人が申立人から初回保険料を現金で収受した事実は認めるが、これは、申立人から頼まれたため、不適切であると知りながら断り切れずに受け取ったものである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、入院時および請求時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本請求期間中の入院は約款に定める「入院」(医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること)に該当するとは認められず、募集人が申立人の元配偶者に保険金の給付割合等の支払情報を漏らしたとは認められず、募集人が積極的に現金を収受したとは認められないものの、紛争の早期解決等の観点から、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。